

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜、日曜、祭日)の場合は翌日)

目 次

◇ 告 示

- 保険医療機関等の指定
- 保険医の登録
- 結核予防法による医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 家畜商講習会の開催
- 都市計画事業の認可(二件)
- 海岸保全区域の指定の一部改正(二件)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

告 示

鳥取県告示第千八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人明和会 渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	昭和五十七年十月一日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	"
音田内科	倉吉市東町四三五	"
岡本小児科医院	倉吉市昭和町四八五	"
福井医院	東伯郡東伯町大字勳二六〇一二	"
佐伯医院	日野郡日野町黒坂一四四一十二	昭和五十七年十月八日
山口歯科医院	米子市錦町三丁目九〇一八	昭和五十七年十月一日
今井歯科医院	米子市上後藤五九一二七	"
倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目四一六	"
鳥取駅コクミン 薬局	鳥取市東品治官有無番地 国鉄鳥取駅構内	"

鳥取県告示第千八十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小谷 和彦	鳥医第二、八三四号	昭和五十七年九月十六日
小山 司	鳥医第二、八三五号	"
藤原 義夫	鳥医第二、八三六号	"
入江 隆	鳥医第二、八三七号	昭和五十七年九月十七日

鳥取県告示第千八十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

医療機関名	所在地	指定年月日
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	昭和五十七年十月二十五日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	"

鳥取県告示第千八十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所在地	指定年月日
矢島 医院	境港市新屋町一三二九一	昭和五十七年十月二十日

鳥取県告示第千八十五号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催日時

昭和五十七年十一月二十五日及び二十六日

八時三十分から十七時まで

二 開催場所

倉吉市巖城二七九 鳥取県中部総合事務所第三会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として二千七百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはり付け、昭和五十七年十一月十八日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙
はり付け欄

写 真
はり付け欄

鳥取県知事 殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所
氏 名



鳥取県告示第千八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・三十四号青木団地五号公園

三 事業施行期間

昭和五十七年十月二十九日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 米子市永江地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第千八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・三十五号東町公園

三 事業施行期間

昭和五十七年十月二十九日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 米子市久米町、加茂町二丁目及び東町地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第千八十八号

昭和三十三年五月鳥取県告示第四百七十二号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

海岸保全区域表の2の項を削り、3の項を2の項とする。

鳥取県告示第千八十九号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県鳥取沿岸石脇港海岸石脇地区海岸の項の次に次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸赤碓港海岸	基点一	東伯郡東伯町大字八橋字茅町五一八番一地内の標柱
八橋地区海岸	基点二	基点一から三五四度〇〇分〇〇秒二・〇〇メートルの点
	基点三	基点二から二六六度〇〇分〇〇秒二七八・五〇メートルの点
	基点四	基点三から一八三度二五分〇〇秒一九二・五〇メートルの点

基点五 基点四から二〇一度〇五分〇〇秒一二・〇〇メートルの点	基点十 基点九から一一一度一〇分〇〇秒三三・五〇メートルの点
基点六 基点五から一一一度〇〇分〇〇秒一八・〇〇メートルの点	基点九 基点八から一〇一度三〇分〇〇秒六七・五〇メートルの点
基点七 基点六から七〇度三〇分〇〇秒六四・〇〇メートルの点	基点十 基点一に同じ。
基点八 基点七から八七度二〇分〇〇秒一七五・五〇メートルの点	
基点一 東伯郡東伯町大字八橋字仲町北側一四七〇番一地の先の標柱	
基点二 基点一から三度一〇分〇〇秒二〇〇・五〇メートルの点	
基点三 基点二から二七度四〇分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの点	
基点四 基点三から一八七度三〇分〇〇秒六九・〇〇メートルの点	
基点五 基点四から二八二度三〇分〇〇秒二八六・五〇メートルの点	
基点六 基点五から一九五度三〇分〇〇秒一一八・〇〇メートルの点	
基点七 基点六から一〇九度三〇分〇〇秒五・五〇メートルの点	
基点八 基点七から四五度〇〇分〇〇秒三八・〇〇メートルの点	
基点九 基点八から一〇四度〇〇分〇〇秒二二三・〇〇メートルの点	

基点十一 基点十から一三五度〇〇分〇〇秒三一・五〇メートルの点
基点十二 基点十一から九九度二〇分〇〇秒三九・五〇メートルの点
基点十三 基点十二から六〇度三〇分〇〇秒三二・五〇メートルの点
基点十四 基点十三から八三度十五分〇〇秒三五・五〇メートルの点
基点十五 基点十四から一〇〇度一五分〇〇秒四八・〇〇メートルの点
基点十六 基点十五から一〇三度四分〇〇秒八三・〇〇メートルの点
基点十七 基点十六から一〇五度二分〇〇秒七二・〇〇メートルの点
基点十八 基点十七から一六四度〇〇分〇〇秒四・〇〇メートルの点
基点十九 基点一に同じ。

鳥取県告示第千九十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十七年十一月四日から施行する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の鳥取信用金庫の項中

鳥取西支店

鳥取市川端四丁目

を

鳥取西支店	鳥取市川端四丁目
富桑出張所	鳥取市田島

に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】